

死亡者覺書

連船先(住所)  
階級氏部名

歸部隊  
死亡屆時  
官等級

氏名區分事由場所年月日時

確度決  
定理由

留本  
住所  
氏名者地

遺留  
遺行

滿  
一六二四

尉

戰死

爲  
銃  
傷

他殺

昭  
21.6.14.  
1200時

甲

死  
因  
不明

留本  
住所  
氏名者地

遺留  
遺行

備考

21  
21

20-12

死亡證明書

所屬部隊 朝鮮第七四四部隊

官等氏名 陸軍上等兵

右の者昭和二十一年六月十六日四時十分、（中略）榮善長失調

により、（中略）延吉第八病院にて戦

病死したことを證明する。

昭和二十一年一月十四日

元所屬部隊 扶翼第三七二四部隊

官等級氏名 陸軍二等兵

本籍地

現住所

右に同じ

右之通相違無證明候也

昭和二十一年

31-12

死亡者(生死不明者)戸籍及心證明書

區

分

確  
度

本籍地

所屬部隊

死亡年月日時

氏名

死亡場所

死亡區分

死亡狀況

北支隊遣送第1622部隊

軍曹

昭和三年六月十八日午前八時十分

中支隊團長有本漢湖市彩雲屯

戰病死(肺結核)

六月初頃漢湖市に於て肺結核にて医師の診断を以てし居り、肋膜炎の治りし様子ありしに、現在の病氣は肺結核と云ふこと其後十日程経過するも同様の症状にて再診を乞はしむる前同様の診断にて其養生中、六月十七日午後急に病狀悪化し十八日朝死す。

姓名

叔父

死七(生死不明)  
當時ノ部族ノ  
状況

本姓ノ部族ノ有様ハ如何トモ合シキ事ナク  
本姓ノ部族ハ居テ其ノ部族ノ有様ノ如何トモ合シキ事ナク  
本姓ノ部族ハ居テ其ノ部族ノ有様ノ如何トモ合シキ事ナク

本人トノ關係

陣替ノ為北支トシテ後述中奉命本渡湖中寄居スル事  
トアリ此の地にて下軍人ノ陣替トナリ其の生計ハ如何トモ合シキ事ナク  
其事モウモシク然シ外此の許リハ如何トモ合シキ事ナク  
トアリ病員部族ノ為私定ニ別取大決算ナリ

右之通稱遺名之候也

元和五年丁酉十月十五日

本籍  
現住

所屬部族

官氏名

印

死亡推定とする根拠資料

所屬	一六飛行大	機務所補 (行動隊)	本部	死亡推定 場所	黒河街 付近	階級 氏名	位 [Redacted]
----	-------	---------------	----	------------	-----------	----------	-----------------

生死不明となつた当時の状況

本人名、所属して来た一六飛行場大隊本部は終戦とともに、浜江省(宇都)において、武装解除をうけた後、主力は軽化編成の作業大隊に編入され、昭和二十一年二月中旬、黒河至由入りのした。

本人名は主力とともに入りの途中、病弱のため、黒河に残留して来たが、同年六月中旬の黒河事件の際、黒河において、中苦軍の攻撃を受け死亡した模様である。(同部隊、同行動者 [Redacted] 以下二名の発言)  
なお、その後、生存を裏付けるような資料は全く入手していません。

3. 昭和三十一年六月中旬の黒河事件に際し、黒河においては、中苦軍の

攻島より多数の戦死者をおよび処刑死者を出したが、黒河を脱出したものも、黒河南方地区において、中昔軍の執ような追島をうけ、各所において、相当数の戦死者を発生している。

二判 決

以上よりありであるので、本名は、昭和二十一年六月二十日、中華民国黒河省、愛輝、深黒河街付近において、中昔軍の攻島をうけ、戦死したものと推定される。

厚生省引揚援護局米海運調査部長

226-12

2245



昭和二十一年六月下旬の夏休事件に際し、夏休のありは、中共軍の攻襲により多数の戦死者および処刑死者を出したが、黒河を脱出したものも、黒河南方地区におり、中共軍の執拗な追襲をうけ、各所におり、相当数の戦死者を発生している。

321-13

二 判 決

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十一年六月二十日、中華民国黒河省愛輝県黒河街付近におりて、中共軍の攻襲をうけ、戦死したものと推定される。

厚生省引揚援護局未帰還者調査課



死亡推定とする根拠資料

所 員	九野航修
細部所属 (行脚詳)	
死亡推定 所	黒河省
環境付近	環環付近
氏 名	上

一、生死不明となつた当時の状況

1. 本名の所属していた九野航修修理廠は、終戦にともない、兵江省(安達)において武装解除をうけ、主力は緬化編成の作業大隊に編入され、黒河經由入りました。

2. 本名は、昭和二十年十月主力とともに入る途中、病弱のため黒河に残留したが、翌二十一年六月中旬の黒河事件の際、黒河を脱出し、六月二十二日環環付近において行方不明となり、その後全く消息を絶つた。

(同行勤者 同部隊 [redacted] 証言)

なお、その後を知らず生存を裏付けるような資料は入手していません。

3. 昭和二十一年六月中旬の黒河事件に際し、黒河においては中苦軍の攻撃

日本軍  
により多数の戦死者および処刑死者を出したが、黒河を脱出したものも  
黒河南方地区において、中共軍の執ような追撃をうけ、各所において相当  
数の戦死者も発生している。

二 判 決

以上とおりであるが、本名は、昭和二十一年六月二十二日、中華民国黒河省  
環瑯県環瑯付近において、中共軍の攻撃をうけ、戦死したものと推定  
される。

厚生省引揚援護局米帰還課査部課

控

死亡推定とする根拠資料

職 員	九野航修	補部所属 (本行勤務)	2 作	死亡推定 所	黒河省 瓊瑋付近	成績 級	二
-----	------	----------------	-----	-----------	-------------	---------	---

一、坐落不明となつた当時の状況

1. 本名の所属していた九野戦航空修理廠は、終戦にともない、松江省宇津にありて武装解除をうけ、主力は綏化編成の作業大隊と編入され、黒河經由入ソした。

2. 本名は、昭和二十年十月主力とともに入ソする途中、病弱のため黒河に残留したが、翌二十一年六月中旬の黒河事件の際、黒河を脱出し、六月二十二日瓊瑋付近において行方不明となり、その後全く消息を絶つた。同部隊、同行勤者 [ ] の証言) ながらその後をくら生なを裏付けするような資料は入手していない。

昭和二十一年六月中旬の黒河事件の際、黒河においての中共軍の

208-11

2250

昭和二十一年六月下旬、黒河事件の際、黒河においては中共軍の  
攻害により多数の戦死者および処刑者を出したが、黒河を脱出したものも  
黒河南方地区において、中共軍の執ような迫害を受け、各所において  
相当数の戦死者を発生している。

三、刑 場

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十一年六月二十二日、中華民国軍の  
有、瓊輝、泉、瓊輝付近において、中共軍の攻害を受け、戦死したものと  
推定される。

厚生省引揚援護局米海選調査部長

208-12

2251

未

死亡推定とする根拠資料

所 属	九野航修
部隊所属 (行方詳)	〽作
死亡推定 場所	黒河者 二站付近
階級 氏名	上 [Redacted]

一、生死不明となつた当時の状況

／＼本名の所屬してゐた九野戦航空修理廠は終戦とならない、浙江省安慶の  
 おいて武装解除をうけ、主力は緬化編成の作業大隊に編入され、黒河  
 經由入ソした。

／＼本名は昭和二十年十一月主力とともに入ソする途中、病弱のため黒河に  
 残留したが、翌二十一年六月中旬の黒河事件の際、黒河を脱出し、  
 六月二十三日二站付近において行方不明となり、その後、全く消息を絶  
 つてしまつた。(同部隊、同一行動者 [Redacted] 以下二名の証言)  
 なお、その後を知らず生存を裏付けようとする資料は入手していない。

20/11

昭和二十一年六月月中旬、黒河事件の際に黒河にありしは中共軍の攻襲  
たより多数の戦死者および処刑死者を出したが、黒河を脱出したもの  
も、黒河南方地区にありて中共軍の執よる追襲をうけ、各所に  
ありて相当数の戦死者を発生している。

二判 決

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十一年六月二十三日、中華民国黒河省  
環壕県二站付近にありて、中共軍の攻襲をうけ、戦死したものと推定さ  
れる。



昭和三十一年六月下旬の黒河事件に際し、黒河においては、中共軍の  
攻襲より、多数の戦死者および処刑死者を以て、黒河を  
解放したものの、黒河南方地区においては、中共軍の籠すうが、  
漢口より、各所に於いて、相当数の戦死者を発生している。

予報

以上のとおりであるが、本名は、昭和三十一年六月十三日、中華民国  
黒河省瑯琊縣二站付近において、中共軍の攻襲より、戦  
死したものと推定される。

厚生省引揚援護局未帰還調査部長

111-15

2255